

佐伯市週休2日工事实施要領（営繕工事編）

1 趣旨

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、佐伯市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の完全週休2日の普及に向け「週休2日工事」を実施するものである。

2 週休2日の定義

(1) 現場閉所型週休2日制（月単位）

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態。

現場閉所日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。

(2) 現場閉所型完全週休2日制

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態。

現場閉所日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。

受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。1週間の定義は「土曜日から金曜日」とする。

3 対象工事

佐伯市が発注する営繕工事とし、対象工事は現場説明書に現場閉所型週休2日制（月単位）対象工事であることを明示する。ただし、以下（1）～（3）の工事は除く。

(1) 完成時期や作業時間の制約が厳しい工事（幼稚園・小学校の改修工事など）

(2) 緊急を要する工事

(3) その他発注者が指定する工事

施工計画書提出時において、受注者から「現場閉所型完全週休2日制」の実施の意思表示があった場合には、「現場閉所型完全週休2日制」に変更できるものとする。

以下については、現場での作業に該当しない作業とする。

ア 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）

イ 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業

ウ その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

4 対象期間

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。

5 発注方式

現場閉所型週休2日制（月単位）の発注を基本とする。

6 実施内容

（1）受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「現場閉所型週休2日制（月単位）」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。「現場閉所型完全週休2日制」の実施の意思表示についても監督員に書面で報告する。

ア 週休2日工事を行うことでの、工期変更は認められない。

イ 作業日が恒常的な残業となってはならない。

（2）計画工程表の提出

受注者は、「現場閉所型週休2日制（月単位）」に取り組む場合、施工計画書提出時に週休2日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出する。計画工程表の作成に当たっては、上記「2 週休2日の定義」及び「4 対象期間」を反映させることとする。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休2日の変更取得計画を監督員に提出すること。分離発注工事の場合は、「計画工程表」の作成に当たっては、受注者間で調整を行うこと。

（3）看板等による表示

受注者は、「週休2日工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙 表示例（工事看板））。

（4）実施報告

受注者は、休日の取得状況をとりまとめ、佐伯市公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際には提示する。

（5）休日の変更

受注者の責によらず（天候不良含む）、予定している現場閉所日に作業を行う必要が発生した場合は、以下の期間内で振替えることができるものとする。

ア 現場閉所型週休2日制（月単位）：同一月内

イ 現場閉所型完全週休2日制：同一週内（土曜日～金曜日）

（6）達成の判断

ア 現場閉所型週休2日制（月単位）

対象期間内の全ての月において、現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上であること。暦上の土日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数分以上の現場閉所を行っていること。

イ 現場閉所型完全週休2日制

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行っていること。受注者の責によらず、土日に施工を行った場合は、同一週内（土曜日から金曜日までの一週間内）で振替を行っていること。暦上の土日が2日に満たない週は、その週の土日の日数分以上、現場閉所を行っていること。

※詳細な休日の考え方については、別紙「休日の考え方（営繕工事編）」を参照すること。

（７）監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

7 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則（平成29年7月3日）

平成29年7月4日以降に起案する工事に適用する。

附則（平成30年8月8日）

平成30年8月10日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和元年7月17日）

令和元年7月17日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和2年4月8日）

令和2年4月8日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和2年7月1日）

令和2年7月1日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和2年8月21日）

令和2年9月1日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和3年1月12日）

令和3年1月12日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和3年3月29日）

令和3年4月1日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和3年7月2日）

令和3年7月15日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和3年12月6日）

令和3年12月15日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和4年4月1日）

令和4年4月1日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和5年3月15日）

令和5年3月15日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和5年7月10日）

令和5年7月15日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和5年9月14日）

令和5年9月15日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和6年7月12日）

令和6年7月15日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和6年8月15日）

令和6年8月15日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和6年10月11日）

令和6年10月15日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和7年4月10日）

令和7年4月15日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和7年8月22日）

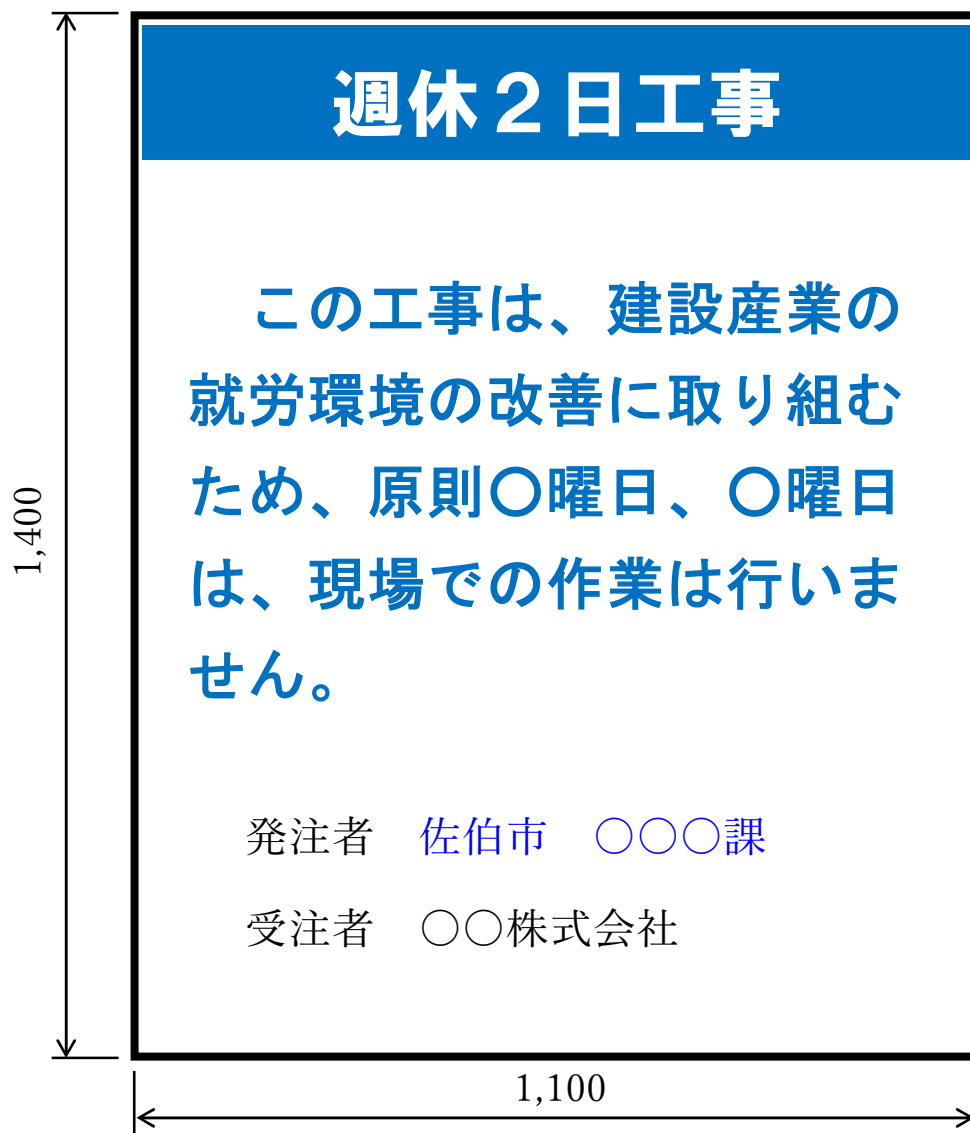
令和7年9月1日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和8年4月10日）

令和8年4月15日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和8年5月29日）

令和8年6月1日以降に起案する工事に適用する。



現場閉所型週休2日制（月単位）休日の考え方

（営繕工事編）

〈基本的考え方〉

- ・本取組による休日とは、現場閉所（現場（現場事務所含む）での作業を行わない）とする。
- ・休日の管理は月単位で行い、全ての月において、現場閉所日数の割合（現場閉所率）が28.5%（8日/28日）以上の現場閉所を実施する。
- ・暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数分の現場閉所を行って、いれば、達成と判断する。
- ・工事着手月については、工事着手日から対象期間とする。工事完成月については、工事完成通知の提出日までを対象期間とする。
- ・夏季休暇の3日間（受注者の任意による連続した3日間）、年末年始休暇の6日間（12/29～1/3）は対象期間から除く。
- ・受注者の責（天候不良含む）によらず、計画していた休日に作業を行う必要が発生した場合は、同一月内に限り、振替を可能とする。
- ・発注者の指示により、予定していた休日に作業を行い、当該日の振替となる休日の確保が難しい場合は、対象期間及び休日から除くことができる。

〈参考例〉

月	7																															休日計	対象期間	休日率	土日計		
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木						
行事									工事着手												海の日																
計画	-	-	-	-	-	-	-	-	-			○	○								○	○					○	○						6	23	26.1	6
実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-			●	●								●	●					●	●						6	23	26.1	6

閉所率28.5%未満の月は土日の日数で判断

OK

月	8																															休日計	対象期間	休日率	土日計			
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日							
行事											山の日																											
計画	○	○								○	○																								10	28	35.7	10
実施	●	●								●	●																								9	28	32.1	10

夏季休暇 3日間は対象外

28.5%以上

OK

月	9																														休日計	対象期間	休日率	土日計				
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30								
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火								
行事																																						
計画						○	○								○	○																			8	30	26.7	8
実施						●	●								●	●																			7	29	24.1	7

敬老の日

秋分の日

発注者が作業を要請 振替不可⇒対象外

28.5%未満 土日の日数で判断

OK

月	10																															休日計	対象期間	休日率	土日計				
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31								
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金								
行事																																							
計画					○	○																														8	31	25.8	8
実施					●																															7	31	22.6	8

土曜日に作業

スポーツの日

雨で閉所 翌月の振替不可

28.5%未満 土日の日数で判断

NG

月	11																														休日計	対象期間	休日率	土日計					
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30									
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日									
行事																																							
計画	○	○																																		4	13	30.8	4
実施	●	●																																		4	13	30.8	4

文化の日

完成通知提出

勤労感謝の日

振替休日

28.5%以上

OK

現場閉所型完全週休2日制の休日の考え方

(営繕工事編)

〈基本的考え方〉

- ・本取組による休日とは、現場閉所(現場(現場事務所含む)での作業を行わない)とする。
- ・休日の管理は週単位で行い、全ての土日において、現場閉所を実施する。
- ・1週間の定義は「土曜日から金曜日」とする。
- ・工事着手週、工事完成週等、土日が2日間に満たない週については、暦上の土日の日数以上の現場閉所を行っていれば、達成と判断する。
- ・夏季休暇の3日間(受注者の任意による連続した3日間)、年末年始休休暇の6日間(12/29～1/3)は対象期間から除く。
- ・受注者の責によらず(天候不良含む)、計画していた休日に作業を行う必要が発生した場合は、同一週内に限り、振替を可能とする。
- ・発注者の指示により、予定していた休日に作業を行い、当該日の振替となる休日の確保が難しい場合は、対象期間、休日から除くことができる。

〈参考例〉

月	6			7				休日計	対象期間	土日計	暦上の土日の日数で判断
日	28	29	30	1	2	3	4				
曜日	土	日	月	火	水	木	金				
計画	-	-	-					0	4	0	
実績	-	-	-					0	4	0	OK
備考				着手日							

月	7							休日計	対象期間	土日計	
日	5	6	7	8	9	10	11				
曜日	土	日	月	火	水	木	金				
計画	○	○						2	7	2	
実績	●	●						2	7	2	OK
備考											

月	7							休日計	対象期間	土日計	
日	12	13	14	15	16	17	18				
曜日	土	日	月	火	水	木	金				
計画	○	○						2	7	2	
実績	○	●		同一週内で振替	●			2	7	2	OK
備考					振替日						

月	7							休日計	対象期間	土日計	対象の土日の日数で判断
日	19	20	21	22	23	24	25				
曜日	土	日	月	火	水	木	金				
計画	○	○						2	7	2	
実績	-	●		発注者が作業を要請 振替不可⇒対象外				1	7	1	OK
備考	緊急作業										

月	7							8	休日計	対象期間	土日計	
日	26	27	28	29	30	31	1					
曜日	土	日	月	火	水	木	金					
計画	○	○						2	7	2		
実績		●						1	7	2	NG	
備考	現場作業									現場閉所が1日のため未達成		

(夏季休暇等を考慮した場合)

月	8							休日計	対象期間	土日計	
日	9	10	11	12	13	14	15				
曜日	土	日	月	火	水	木	金				
計画	○	○			-	-	-	2	4	2	
実績	●	●			-	-	-	2	4	2	OK
備考					夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇			夏季休暇は対象期間から除く	